

# 被疑者の弁護人の数の制限

渡 辺 咲 子

## 序 はじめに

平成24年5月10日、最高裁は、被疑者の弁護人の数を制限した刑訴法35条、刑訴規則27条について、憲法違反であるとの主張を退けた上、6名の弁護人の選任を認めなかった原裁判を刑訴規則27条1項ただし書の解釈適用を誤った違法があるとして、原決定を取り消す決定をした（以下平成24年決定という。）。被疑者の弁護人の数を巡る初めての判断である。弁護人の数の制限については、被告人のそれを含め、従来あまり問題となることがなかった<sup>(1)</sup>。

被疑者の弁護人については、後に検討するとおり、身体を拘束された被疑者との秘密交通権（刑訴法39条1項）が最も重要であると考えられるところ、被疑者段階の身体拘束期間はそれ程長期にわたるものではないこと、「弁護人となろうとする者」にも秘密交通権が認められていることなどから、実際に3人を超える弁護人を必要とする事例は多くなかったのではないかと推察される。本稿では、まず、現行刑事訴訟法において、弁護の規定がどのように規定されたかについて、被疑者の弁護人の数の制限を中心に、立法の経緯を辿った上で、平成27年決定に示された事実関係を手がかりに、その解釈上の問題点を明らかにしようと思う。

## 第1 弁護人の数の制限についての立法経緯<sup>(2)</sup>

### 1 戦時刑事特別法の承継

終戦後、司法省<sup>(3)</sup>は直ちに刑事訴訟法の全面改正作業に着手した。まず、その基本方針の策定に取りかかった一方で、戦時司法法規中に存置相当の規定があるのではないかと検討を開始した。戦時刑事特別法<sup>(4)</sup>は、戦時民事特別法と共に、昭和17年、戦争の目的完遂のための銃後施策として立案制定されたものであるが、刑事訴訟手続については、大正刑事訴訟法を実施してきて明らかになった問題を解消して合理的・迅速な訴訟を実現しようとする、大正刑事訴訟法の発展的な改正として積極的な評価すべきものが少なくなかったと考えられ、単に軍国主義の遺物とするのではなく、改めて公平な検討・評価をする必要がある。

この点について、團藤重光博士は、「戦時刑事手続については本法第二章及び裁判所構成法戦時特例によつて顕著な特例が設けられることになった。それはもとより戦時の特例に他ならないのではあるけれども、恰も洪水がその後多くのものを沈殿して残すやうに、それが戦後に残す影響は大なるものがあらうと予想される。第七十六帝国議会において国防保安法及び治安維持法による特別刑事手続が認められ、私はこれを以て刑事司法制度改革のパイオニヤーであるとしたことであつたが、今回認められた戦時刑事手続にもその影響が顕著であることは当然といふべきであらう。本法及び裁判所構成法戦時特例による特別刑事手続は国防保安法及び治安維持法の特別刑事手続と相

俟つて、刑事手続の両翼として重要な機能を發揮することになるのである。なほ本法では、国防保安法、治安維持法と異り、捜査機関の強制処分の権能の強化は全然認められてゐない。立法論として更に考慮すべき問題であらうと思はれる。<sup>(5)</sup>と解説され、戦時刑事特別法に定められた刑事手続について、戦後に引き継がれるべき大正刑事訴訟法の改正としての発展的な性質のものであると指摘されている。

この点についての司法省における検討は、昭和21年2月2日、「戦時刑事特別法第二章刑事手続規定中刑事訴訟法ノ改正ニ際シ取入ルルヲ可トスルモノ及其ノ取入ニ関スル要綱案」として纏められた<sup>(6)</sup>。同要綱案には、まず、弁護人の数の制限に関する規定が取り上げられ、戦時刑事特別法20条1項「弁護人ノ数ハ被告人一人ニ付二人ヲ超ユルコトヲ得ス」を取り入れることが提案されている<sup>(7)</sup>。

戦時刑事特別法20条1項の趣旨についての司法省の解説は、「本条立法の趣旨は要するに、審理の促進を期した点に在ること、国防保安法に於けると同一である。弁護人の数を被告人一人に付二人と定めた理由は、事実点及法律点に付各一人の弁護人を予定せば、被告人保護に事欠かぬと認められた為である。」<sup>(8)</sup>であるが、なぜ、このような制限が必要であったかについては、大審院判事による解説書に次のような解説がある<sup>(9)</sup>。

「従来被告人一人に付て十数人、甚だしきは数十人の弁護人が選任せられ、弁論の為に数回又は数十回の期日を費す例が相当あつて、多くは同趣旨の弁論を重複することと為り、徒らに事件の終結を延引せしめる丈で、被告人には利益のないことが多いのであつた。此の弊害を矯正し事件を促進する必要上弁護人の数を制限することにしたのである。

陪審法第七十六条は重複弁論を禁じてゐたけれども、弁護人の数が多ければ、実際に於て重複弁論を杜絶することは出来ない結果に鑑み、国防保安法に倣ひ数の制限をしたのである。」

これらによれば、弁護人の数の制限が、従来の公判実務における弊害を解消するために設けられ、

さらに弁護の内容を踏まえて被告人保護に必要な数をも考えて制定されたものであることがうかがわれる。

このような制限を存置しようとした司法省の方針は、新しい訴訟法もとの刑事弁護の実質を考へて制限すべき適切な数を定めるのであれば、迅速な裁判を要求する戦後民主主義の下の刑事訴訟にも適合するものであったといえよう。司法省では、当初、弁護人の数の制限が認められない場合には、陪審法76条2項（弁護人による重複弁論の禁止）をおくとの検討も行っている<sup>(10)</sup>。戦争に入る前に制定された陪審法において、公判手続の合理化・迅速化のために弁護活動を制限する方策が採られていたことも、戦時下であるか否かを問わず、公判手続の合理化・迅速化を図ることが刑事手続の重要な課題であったことを示している。このような考え方が、特に憲法に迅速な刑事裁判を保障した戦後の新しい刑事訴訟法に引き継がれたのは、当然といえよう<sup>(11)</sup>。

## 2 被疑者の弁護人選任権についての改正方針

### (I) 予審の規定の承継

被疑者に弁護人選任権を認めることは、終戦直後に始まった刑事訴訟法改正作業において、予審廃止と共に、当初からの方針であった。

昭和20年10月31日付の「強制捜査権に関する規定要綱」には、「被疑者は弁護人を選任し一定の限度に於て弁護権を行使せしめ得るものとする」との方針が定められ<sup>(12)</sup>、これを審議した司法制度改正審議会第二諮問事項関係小委員会<sup>(13)</sup>において、立案担当者から、「被疑者に弁護人の選任を認めることに付ては其の弁護権の範囲に付ては難かしい問題があると思ふが、予審における弁護権を大体目安にして居る。」という説明がなされている<sup>(14)</sup>。

予審が公訴を提起するためのいわば詰めの捜査であると考えれば、予審を廃止した場合に、予審で認められた手続を捜査に「繰り下げ」て考えるというのは自然の発想であったといえよう。

その後、被疑者の弁護権の具体的内容の検討が重ねられ、昭和21年1月26日、一応の結論として

「刑事訴訟法中改正要綱案」<sup>(15)</sup> が起案された。やや長いが、被疑者の弁護に関する具体的な規定案の出発点ともいえるものなので、ここに引用する。

イ、捜査中に於ける弁護権の行使に関する事項

- (1) 被疑者は勾留せられたる後何時にても弁護人を選任することを得るものとする  
 被疑者は前項の場合を除くの外検事又は司法警察官の許可を受け弁護人を選任することを得るものとする  
 但し検事は遅くとも(8)の規定に依り被疑者をして弁解を為さしむる前之を許可することを要するものとする

被疑者の法定代理人、保佐人、直系尊属、直系卑属及配偶者並被告人の属する家の戸主は独立して弁護人を選任することを得るものとする

弁護人の数は被疑者一人に付一人とするものとする

- (2) 検事又は司法警察官の許可を得たときは弁護士に非ざる者を弁護人に選任することを得るものとする (参照四〇条)<sup>(16)</sup>
- (3) 公訴提起前為したる弁護人の選任は公判に於ては其の効力を有せざるものとする (参照四一条)<sup>(17)</sup>
- (4) 弁護人は公訴提起前検事の許可を受け捜査に関する書類及証拠物を閲読することを得るものとする  
 但し検事は捜査に著しき支障なき限り之を許可することを要するものとする (参照四四条)<sup>(18)</sup>
- (5) 被疑者又は弁護人は公訴提起前に限り必要とする処分を検事又は司法警察官に請求することを得るものとする (参照三〇三条一項)<sup>(19)</sup>
- (6) 被疑者又は弁護人は公訴提起前に限り証拠物を検事又は司法警察官に提出することを得るものとする
- (7) 検事又は司法警察官公判に於て召喚し難しと思料する証人を訊問する場合に於ては弁護人は其の訊問に立会ふことを得るものとする

第一百五十九条の規定は前項の場合に付之

を準用するものとする (参照三〇二条)<sup>(20)</sup>

- (8) 検事捜査の結果に依り公訴を提起すべきものと思料するときは被疑者に対し嫌疑を受けたる原因を告知し弁解を為さしむべきものとする  
 但し被疑者正当の事由なくして出頭せざるときは此の限に在らざるものとする (参照三〇一条)<sup>(21)</sup>

弁護人は前項の場合に立会ふことを得るものとする

第一百五十九条の規定は前項の場合に付之を準用するものとする

「弁護人の数は被疑者一人に付一人とするものとする」とされたのは、前述の戦時刑事特別法20条1項の存置の方針に沿って数を制限することとした上、具体的な人数について、「被疑者は手続の如何なる状態に在るを問はず弁護人一人の補佐を受くことを得」というドイツ刑事訴訟法の規定が立案に際して参照された<sup>(22)</sup> ことによると思われる。

ここに認めた被疑者の弁護人の権限(4)~(7)は、参照条文にあるように、予審の弁護人の権限をそのまま捜査段階に移したものである。

## (2) 憲法草案発表後の改訂方針案

その後、昭和21年4月、憲法改正草案が発表されたことから、これを踏まえて刑訴改訂方針案の作成検討が重ねられ<sup>(23)</sup>、8月5日付「刑事訴訟法改正要綱試案」<sup>(24)</sup> がまとめられた。

同試案は、弁護権の範囲について、

イ、勾留に対する異議申立権

ロ、勾留の取消、保釈、責付、勾留の執行停止を請求する権利

ハ、証拠保全請求権

ニ、検事の押収、捜索、検証、鑑定に立会の権利

ホ、弁護人は故意に捜査を妨げるやうな行動を採ってはならないものとする

を挙げ、弁護人の数については、被告人又は被疑者1人について、3人を超えることができないものとする」とされた。

同試案を審議した司法法制審議会第三小委員

会<sup>(25)</sup>での弁護人の数の制限についての審議においては、数の制限は弁護士会の自治に委ねるべきであるという意見も出されたが、評決の結果、少数否決され（5名）、制限を認める意見が多数であった。この多数意見は、特別の事情あるときは裁判所で制限しようとする説、必要により制限しようとする説とに分かれ、前者が6名、後者が9名という結果になった<sup>(26)</sup>。

この審議結果を踏まえて司法法制審議会総会に提出された「刑事訴訟法改正要綱試案」は、弁護人の数について、「弁護人の数は原則として制限しないこと、但し裁判所が特に必要と認めるときは、これを制限することができるものとする。」と修正された<sup>(27)</sup>。この案が、8月9日、司法法制審議会第2回総会で審議され、弁護人の数を3人以下に制限できないという意見が多数となった<sup>(28)</sup>。この結果を受けて、刑事訴訟法改正要綱案の弁護人の数については、「裁判所は特に必要と認めるときは弁護人の数を制限することができるものとする。但し二人以下に下すことはできないものとする。」と修正されたが<sup>(29)</sup>、「2人以下に下すことはできない」との文言が分かりにくいという批判に添えて、さらに、「特別な事情があるときは裁判所は、弁護人の数を三人までに制限することができるものとする。」との修文がなされ、これが10月23日、臨時法制調査会総会で可決された<sup>(30)</sup>。

弁護人の数については、具体的な数や制限の要件・手続はともかくとして、これを制限する必要があるということについては、ほぼ異論がなかった<sup>(31)</sup>といえるが、なぜ、制限する必要があるかについては、公判段階における制限の必要性と原則について論議されたものの、被疑者の弁護人の数の制限については、触れられることがなかった。次に検討するように、被疑者の弁護人の数の制限は、第3次案（10月7日）に至って、被告人の弁護人の数の制限とは異なる規定を設けることとしている。被疑者の弁護と被告人の弁護の違いが意識されるようになった結果であると思われるが、一方で、主任弁護人制度については、被疑者と被告人に同じ規定を考え、弁護人の選任を公判で審

級毎に行うのと同様に、捜査段階の弁護人の選任も公訴提起と同時に失効するとしていた。これらの規定によれば、この段階では、捜査を公判の審級に準じて捉えており、捜査における弁護の規定に、捜査の性格・構造を十分に反映するに至っていないように見受けられる。とはいえ、被疑者の弁護人の権限については、憲法草案発表前の予審における弁護人の権限をそのまま捜査に持つてくるという考えを捨てて、新たに検討されている捜査段階の検事・司法警察官の権限に対応して検討されるようになっており、同時に、弁護人は故意に捜査を妨げるような行動を採ってはならないという、捜査の構造を明らかにして被疑者の弁護権の限界を示す重要な規定が提案されている。この被疑者弁護の限界を示す規定については、特段の異論もなく、現行法にまでそのまま承認されている。

### 3 刑事訴訟法改正作業（一次案から六次案）

上記の要綱案をもとに、刑事訴訟法の改正作業が開始された。周知のとおり、昭和21年8月に開始された改正作業により、同月19日～9月5日に第1次案（弁護は8月26日）が起案されたのを皮切りに、翌22年2月下旬ころの第6次案までが起案された<sup>(32)</sup>。

弁護人の数については、第1次案が「裁判所は特に必要があると認めるときは、弁護人の数を各々の被告人又は被疑者について三人までに制限することができる。但し、被疑者の弁護人の制限については、検事の請求あることを要し、且つ相手方の意見を聞かなければならない。」（8月26日に起案）としたのに対し、第2次案は、「裁判所は特別な事情があるときは、弁護人の数を各被告人について、3人までに制限することができる。」（9月16日に起案）であって、被疑者の弁護人についての規定がない。これは、起案時の欠落と思われる、第3次案では、2項に、「被疑者の弁護人の数は、各被疑者について三人を超えることができない。」（10月7日に起案）が付け加えられた。この3次案の規定がそのまま昭和23年の第2回国会上程案まで維持されている。

なお、数人の弁護人を認めた場合の主任弁護人制度については、8月の改正要綱案から一貫して被疑者及び被告人に共通する制度として置かれることになっていた。これは、被疑者の弁護人の数の制限を別項に置いた3次案以降も6次案まで引き継がれている。

前述のとおり、審級毎の弁護人の選任の効力についての規定は、当時の捜査の性質の理解を示すものと思われる。1次案～6次案は、「弁護人の選任は、審級毎にこれをなさなければならない。」として旧法41条の規定を引き継ぎながら、公訴の提起前になした弁護人の選任は、公訴の提起と共にその効力を失うこととして、予審中に選任された弁護人は第一審においても効力を有するとした旧法の規定を引き継がなかった。

予審の規定を新しい捜査に引き継ごうとしていたのに、予審の弁護人の規定を引き継がなかった理由は明らかではない。予審以上に捜査を独立の審級に準ずるものと考えたのであろう。これは、捜査の性格についての十分な検討・理解の不足によるものと思われるが、それでもこの段階で、「被疑者・被告人の弁護人の数を制限し得ること」及び、「被疑者の弁護人の活動は捜査の妨害になってはならないこと」という基本的な方針が確立され、その後維持されたことに注目すべきであろう。

#### 4 応急措置法とその後の改正作業（7次案～9次案）

##### (1) 応急措置法の制定

刑事訴訟法の改正案については、6次案がGHQ<sup>(33)</sup>の検討に委ねられたものの、改正作業が新憲法施行に間に合わないことが明らかになったため、「日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟の応急措置に関する法律」（応急措置法）が制定施行されたことは周知のとおりである。

弁護人に関しては、憲法34条に対応するため、「弁護人は、身体の拘束を受けている被疑者についてもこれを認める。」という案が作成され、特別法改正委員会（GHQとの協議）で「被疑者は、身体の拘束を受けた場合には、弁護人を選任することができる。」と修文された<sup>(34)</sup>。同委員会や法

案を審議した第92回帝国議会では弁護人制度について特に議論はなかった。

応急措置法成立後、立案当局により、同法の立案趣旨の解説が作成されたが、同法の被疑者の弁護権の範囲については、「捜査の性質上現在予審手続中の弁護人について認められている権限の範囲よりも狭いものと解するが、なお研究の余地が多い。」と解説されており<sup>(35)</sup>、弁護に関する改正は、今後の全面改正に委ねられた<sup>(36)</sup>。

応急措置法の運用については、昭和22年5月、最高裁判所に臨時刑事委員会、司法省に刑訴運用研究会が設けられ、当面の課題について検討を行った。被疑者の弁護人の権限の範囲も、臨時刑事委員会の議題とされたが<sup>(37)</sup>、これについては決議が留保されている<sup>(38)</sup>。

また、応急措置法施行後、司法省では、各検察庁、裁判所、弁護士会に応急措置法を踏まえて今後の改正に対する意見を徴した。

この中で、裁判所からは、応急措置法に明記されなかった弁護人の数の制限を設けるべきであるという意見が相当数提出された<sup>(39)</sup>。弁護人の数の制限が裁判所の公判運営にとって喫緊の課題であったことがうかがわれる（検察庁、弁護士会からはこの点についての意見は出されていない）。

##### (2) 改正作業の再開

応急措置法施行直後は、同法の趣旨の徹底、同法の解釈上の問題点の検討などを行ってきた司法省は、まもなく、第6次案をベースに改正作業を再開し、昭和22年6月25日、刑事訴訟法改正法律案要綱を定めた。この中で、弁護については、

- (一)（被疑者の弁護人選任権）被疑者も、弁護人を選任することができる。
- (二)（弁護人の数の制限）裁判所は、特別の事情があるときは、弁護人の数を、各被告人について、三人までに制限することができる。被疑者の弁護人の数は、各被疑者について、三人を超えることができない。
- (三)（主任弁護人）被告人又は被疑者に数人の弁護人があるときは、弁護人は主任弁護人一人を定めなければならない。
- (四)（貧困者と国選弁護人）被告人は、貧困

その他の理由により自ら弁護人を依頼することができないときには、裁判所にその選任を請求することができる。

(五) (国選弁護人の費用報酬請求権) 国選弁護人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

という大要が定められた<sup>(40)</sup>。

刑訴法改正については、同年7月1日から、在京各裁判所及び検察庁の判検事による刑訴改正準備懇談会が開催された。同懇談会の会議録は残されていないが、8月9日付の報告がある。被疑者の弁護人については、

- (一) 身体の拘束を受けていない被疑者にも弁護人選任権を認めるものとする。
- (二) 選任の効力は第一審にまで及ぶものとする。
- (三) 権限

(イ) 交通権

- (1) 勾留中の被疑者との交通権は、検閲及び立会の権限を留保してこれを認めるも、特別の事情あるときは交通を禁ずることができるものとする。
- (2) 勾留以外の拘束の場合には、交通権を認めないものとする。
- (3) (1)(2)により交通権を認められない場合においても、選任のため必要な交通はこれを認めるものとする。

(ロ) 立会権

検証及び鑑定 of 処分のみこれを認めること。但し、急速を要する場合には通知を要しないものとする。

検証及び鑑定のみで不十分とするときは、押収、捜索にまで拡張することはやむを得ないが、証人尋問及び被疑者の取調には立会権を認めないこと。

(ハ) 閲覧謄写権

立会権ある処分に関する書類及び証拠物につきこれを認めるものとする。

- (ニ) その他当該事件を取り扱う検察官又は司法警察官に対し、必要なる処分を請求することができるものとする。

となっている<sup>(41)</sup>。

第7次案<sup>(42)</sup>は、刑訴改正準備懇談会の意見を参酌したものとして、第6次案を改正する形で起案された。

弁護について、第6次案と異なる点は、「公訴提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。」としたこと、主任弁護人の規定を規則に委ねることとして削除したことである。前者は、懇談会の意見による。後者の趣旨は記録上明らかではないが、弁護人選任の方式も同時に規則に委ねることとされているので、法には基本的な事項のみを定め、手続的な細則はできるだけ裁判所規則に委ねるとの改正方針によるものと思われる。

第8次案は、昭和22年9月25日、これに対応する刑事訴訟法改正法律案要綱と同時に定められた<sup>(43)</sup>。7次案と大きく異なるのは、弁護人の接見交通権である。これまで、勾留中の被告人について認めた一般の接見交通の例外として定められたものが、8次案に至って、ようやく逮捕等を含む「身体の拘束を受けている被告人又は被疑者」に対する弁護人の権利として定められたのである。

第9次案が日本側最終案であるが、弁護に関する規定には8次案からの変更はない。

## 5 GHQとの交渉の経緯と国会提出案の成立

刑事訴訟法改正案9次案がGHQに提出され、GHQにおいて検討の上、昭和23年3月から5月始めまで、日本側との協議が行われ、その結果、法案には起訴状一本主義の採用、伝聞法則の厳格な適用、上訴制度などに極めて重要な修正がなされたが、弁護については、主任弁護人制度を法に明記することとなった以外に大きな変更はなかった。

### (1) 刑訴改正小審議会

まず、GHQでは、昭和23年3月、3人の担当者が分担して、逐条的な意見をとりまとめた。この意見をもとに、各担当者と法務庁(旧司法省)担当者が刑訴改正小審議会を開き、問題点を洗い出す作業を行った。

弁護の部分を担当したのはマイヤースであり、

33条の弁護人の数の制限について、『『特別の事情』とは何か。もつと拡張せよ。』という意見が提出された<sup>(44)</sup>。

この意見についての審議を行ったのは、3月23日の小審議会であったが、33条について、法務庁野木氏（検務局総務課長）の「尾津事件その他では、余りに弁護人が多くて、時間が非常にかかる。三人位で良いのではないかと思う。」という説明に、マイヤースが「O.K. 原案通りで宜しい。」と了承し、以後、この問題が審議されることはなかった。ここでも、被告人の弁護人の数だけが問題となっており、当時政治問題化していた公判の状況を踏まえた説明にGHQも法案を了承していること、被疑者の弁護人の数の制限について何ら審議がなかったことが注目される。3人までの制限が妥当な場合があるというのが、当時の状況に照らしてGHQ担当者にも常識的だと捉えられ、被疑者の弁護人の数の制限は、被告人の弁護人の数の制限に附随するものとして妥当なものだと考えられたのであろう。

## (2) 刑事訴訟法改正協議会

上記小審議会の審議結果を踏まえ、GHQからは、約40のプロブレム・シートが呈示され、これに基づき、GHQの担当者として日本側関係者（法務庁、裁判所、検察庁、弁護士会、学会の代表者）の刑事訴訟法改正協議会が、昭和23年4月14日から5月5日まで開催され、協議の整った点から順次改正法の修正案が起案されていった。

プロブレムシートの中で、弁護人に関するものは、マイヤース氏提出協議問題（73問）のみであり、「弁護士でない者が弁護人として選任されるのは正しいであろうか。」というもの<sup>(45)</sup>であった。

これは、特別弁護人制度を問題としたものであったが、この問題の協議の中で、弁護士である弁護人と弁護士でない弁護人が選任された場合に弁護士である弁護人の中から首席弁護人を置き、弁護士でない弁護人の自由な訴訟活動を制限すべきではないかという意見がGHQ側から出された。これに対しては、弁護士委員から、弁護士のうちの一人を首席とすることは、事実上困難である、複数の弁護人の弁論を矛盾のない統一したものに

することには反対である<sup>(46)</sup> などとする反対意見が出され、協議の焦点が主任弁護人の問題となり、改めて協議を行った結果、弁護士委員が弁護士会の見解として、最終弁論だけは個別に行うこととし、その他の訴訟行為については主任が代表するという方針を了承し、主任弁護人を置くことを法律に明記した上、手続は規則に委ねることとなった<sup>(47)</sup>。この結果、国会提出法案には、主任弁護人制度についての33条及び34条が置かれた。

また、被疑者の弁護人に「捜査を妨げないように注意」することを求める170条については、マイヤース提出協議問題75問が、170条を、169条「捜査については、秘密を保ち、被疑者その他の者の名誉を害しないように注意しなければならない。」と併せ「公判前の捜査に干渉するものは、検察官、警察官及び弁護人を含みすべて被疑者その他の者の名誉を害しないように注意し且つ捜査の妨げとならないように注意しなければならない。」と変更する旨の勧告し<sup>(48)</sup>、これが、そのまま国会提出法案196条となった<sup>(49)</sup>。

なお、第8次案に至って弁護人の接見交通権が「身体の拘束を受けている被疑者又は被告人」について認められたのは前述のとおりであるが、秘密交通権については、マイヤース勧告に基づく修正で初めて認められたことも重要である。

## 6 国会における提案理由説明と審議

### (1) 参議院における逐条説明

改正案は昭和23年5月国会に上程された。衆議院での提案理由説明は概説的なものに止まったのに対し、参議院司法委員会では、さらに担当者による逐条説明が行われた。弁護人の数については、同年6月10日、宮下明義政府委員（法務庁検務局刑事課長）により、「第35条の規定でございしますが、この規定も新しい規定で、現行法にこれに相当する規定はございません。尚この規定は33条の主任弁護人の制度と同様、司法制度審議会及び臨時法制調査会の答申に基いて、その答申通りの案でこの規定を立案いたしましたわけでございます。即ち裁判所は、特別の事情がある場合に、被告人の弁護人の数を3人までに制限することが

できる、被疑者の弁護人の数は各被疑者について3人を超えることができないと、このように規定したわけでございます。特別の事情がありません場合は、被告人に場合によりましては4人以上の弁護人が許される場合もあり得るわけでありまして、裁判所が制限しない限り4人以上の弁護人を持つことも可能なわけでありまして、特別の事情と申しますのは、被告人に非常に沢山の弁護人が付きまして、法廷戦術等でその法廷を攪乱するというようなことも考えられますので、特別の事情がある場合には3人までに制限できる、このような規定を設けたわけでございます。」と説明された<sup>(50)</sup>。

## (2) 司法委員会における審議

刑事訴訟法改正法案は、衆参両院の司法委員会において審議された。衆議院で、弁護人の数の制限が取り上げられたのは、6月22日の司法委員会であり、鍛冶良作委員が数の制限及び主任弁護人制度に反対する意見を述べたが、被疑者の弁護人の数の制限に触れることはなかった<sup>(51)</sup>。鍛冶委員の意見は、その後の衆議院修正案<sup>(52)</sup>に反映されている。参議院司法委員会では、6月11日に公聴会が開かれ<sup>(53)</sup>、その中で、自由法曹団を代表した青柳盛雄弁護士から、数の制限及び主任弁護人制度についての反対意見<sup>(54)</sup>が述べられ、大阪弁護士会を代表した毛利與一弁護士から、主任弁護人制度についての反対意見<sup>(55)</sup>が述べられたが、その他の公述人がこれらに触れることはなかった。被疑者の弁護人の数については、6月21日の衆議院司法委員会における中村俊夫委員の「35条はもちろんはつきりしておると思いますが、被疑者の弁護人の数は三人を超えることはできないが、被告人の弁護人の数は、特別の事情がない限りは三人以上でもよいと了解してよいと思いますが、この数の制限については、私はあまり異議はないのであります……」<sup>(56)</sup>との言及があるにとどまっている。

## (3) 両議院による修正案と法案可決

改正案については、衆参両院がそれぞれ独自の修正案を可決したことから、7月5日、両院協議会が開催され、両院の修正案のそれぞれ一部を採

用する修正が可決され、同日両院において可決、成立に至った。

弁護に関する修正は、衆議院によるもので、衆議院司法委員会における鍛冶委員の提案理由説明は、「第一は、33条から35条の修正であります、これを要約いたしますと、弁護人の数を制限したり、又は主任弁護人を決めるというようなことを法律によつて定めることはおもしろくない、こういう点からすべてこれを削除したいと思つたのでありますが、そういうわけにもいかない事情がありましたので、これは裁判所の規則においてしかるべきやられてよいものだ、こういうので、趣旨は、訴訟法からこれを除くという意味で、これを出したのであります。従いまして説明するまでもなくおわかりのことと思います。なお35条の『被告人の弁護人については、特別の事情のあるときに限る。』ということは公訴が提起せられて、公判に移つた場合は、原則として制限しない。特に制限しなければ困るという特別の事情のあるときに限るということを明確にしたいという趣旨であります。」というものであった<sup>(57)</sup>。

## (4) 刑事訴訟規則26条、27条

国会における修正の結果、弁護人の数の制限については、最高裁判所の規則に委ねられることとなった。

法案審議の過程では、弁護人の数の制限以外の多くの問題について、未だ最高裁判所規則案が明らかでないのに、規則に委ねる旨の法文の審議を行うことについての批判が大きく、むしろ、手続の細部についてもできる限り国会のコントロール下に置きたい、すなわち、法文に盛り込むべきであるとの議論が多かった。それにも拘わらず、弁護人の数の制限については、人数を含みほぼフリーハンドで最高裁に委ねてしまったのは、数の制限等を削除すべきであるとの意見には皮肉にも国会の議論に逆行する結論であったといえよう。

法35条を受けた規則は、「裁判所は、特別の事情があるときは、弁護人の数を各被告人について3人までに制限することができる。」(26条1項)、「被疑者の弁護人の数は、各被疑者について3人を超えることができない。但し、当該被疑事件を

取り扱う検察官又は司法警察員の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所が特別の事情があるものと認めて許可をした場合は、この限りでない。」(27条1項)というもので、被疑者の弁護人の数を裁判所の許可によって3人を超えた数にできる点に加わったほかは、国会提出法案35条をほぼそのまま引き継ぐこととなった。

第1次案から成立案までの本稿において触れた弁護に関する条文の変遷は、別表のとおりである。

## 第2 弁護人の数の制限の趣旨についての検討

### 1 弁護人の数を制限することが憲法に違反するか

平成24年決定では、刑訴規則27条1項は、憲法の保障する弁護人選任権を実質的に損なうものであるとの主張がなされた<sup>(58)</sup>が、最高裁は、これを抗告理由に当たらないとして斥けた<sup>(59)</sup>。被告人・被疑者の弁護人の数の制限が直ちに弁護人選任権を侵害して違憲となるものとは解し得ないことに異論はなからう<sup>(60)</sup>。

### 2 被告人の弁護人の数の制限

修正された法35条を受けた規則26条1項は、前述のとおり、国会提出法案35条1項をそのまま受けついで形で規定された。

3人とする趣旨については、公判活動を中心とした被告人の弁護人の活動の重要性が考慮されたとの説明<sup>(61)</sup>がある。「少なくとも3人」というのは、理論というより、「3人寄れば文殊の知恵」といわれるように、単独では解決困難な事柄をグループで解決しようとする場合の最少ないし最適の人数とする感覚的な数字のように思われる。3人とすることに特に異論はみられない<sup>(62)</sup>。

### 3 被疑者の弁護人の数の制限と被告人の弁護人の数の制限の差異

弁護人の数の制限についての規定の制定経過を見ると、被告人の弁護人の数の制限についての説明・論議はあるものの、被疑者の弁護人の数の制

限については、ほとんど資料がなく、これが論議された形跡もない。

国会提出法案35条を修正した現行法35条但し書は、「被告人の弁護人については、特別の事情のあるときに限る。」とするので、被告人の弁護人と被疑者の弁護人についての制限を区別している。具体的な人数の決定を規則に委ねたほかは、国会提出法案の枠組みを認め、これに沿っているといえる。

そこで、被疑者の弁護人の数の制限について、被告人の弁護人と異なる制限を設けた趣旨について、これまでに明らかにした弁護に関する規定の制定経過からこれを推認することとする。

#### (1) 捜査の構造

まず、被疑者の弁護と被告人の弁護には違いがあることが前提としてある。公判は、当事者主義が徹底されるから、弁護人は、適正且つ迅速な裁判の実現を図る一方当事者という地位にあるのに対し、捜査における弁護人は、「捜査の妨げ」にならない限度での活動が認められるに過ぎない<sup>(63)</sup>。前述のとおり、刑訴法196条は、「捜査については、秘密を保ち、被疑者その他の者の名誉を害しないように注意しなければならない。」という捜査関係者の義務を規定する条文(9次案169条)と「弁護人は、この法律によつて認められた権利を行使するにあつては、特に捜査の妨げとならないように注意しなければならない。」という規定(9次案170条)を1つに纏めたため、焦点がぼやけた感があるが、「捜査の妨げ…」が主として被疑者の弁護人に課せられたものであることは明らかである。この規定は、制定経緯を見れば、被疑者に弁護人を認めるという規定といわばセットで考えられたもので、今日まで維持されているものである。この規定によって、捜査機関と被疑者・弁護人が完全に対等な形で公判準備活動をするという純粋な形の弾動的捜査観は否定されているといつてよからう。

そうすると、被疑者の弁護人の活動は、被告人の弁護人の活動とは異なると解せざるを得ない。捜査段階の弁護活動と公判段階の弁護活動の制度上の違いについては、平成24年決定の原決定に詳

しい<sup>(64)</sup>。

## (2) 被疑者の弁護人の数の上限を3人とすること（国会提出法案まで）の趣旨

これを踏まえて被疑者の弁護人が3人を超えることができないとしたのは、被告人の弁護人の数の制限の下限によるものと思われる。

被疑者に3人を超える弁護人を許すとすれば、起訴後にその数を3人に制限することが困難となるであろう。被疑者段階からの弁護人が3人以内であれば、裁判所は、起訴後に更に選任された弁護人について、これを制限すべき特別の事情があるかどうかを判断すれば足りることとなる<sup>(65)</sup>。

修正された35条も、文言をすなおに読み限り、「被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる。この制限の解除は被告人の弁護人に限る。」という趣旨であって、具体的な制限の人数を裁判所規則に委ねたほかは、国会提出法案35条1項、2項と同趣旨であると思われる。

## (3) 刑訴規則27条の趣旨

これに対して、刑訴規則27条が、国会提出法案35条2項に加えて被疑者に3人を超える弁護人を認めることとした経緯についての詳細な説明はないが、同条については、「被疑者の弁護人の選任については、裁判所としては、弁護人の数も不明であるので、前条のような方法では制限することはできないから、その数を一応3人と定めて、請求により裁判所がその数を増すことを許可できることとすることにより、裁判所が被疑者の弁護人の数を制限することができるとする新法第35条の趣旨にそうようにしたものである」との解説がある<sup>(66)</sup>。これは、裁判所のコントロールの下で、被疑者の弁護人も原則として無制限であるべきだとする考えが根底にあるようにも受け取れる説明であり、しかも、法35条が被疑者の弁護人と被告人の弁護人を区別していることを単なる手続上の問題としているところに疑問がある。制定の経緯に照らしても、被疑者の弁護人の数の制限と被告人の弁護人の数の制限は、質的に異なるものと考えられてきたと思われ、修正された法35条が、被告人の弁護人の制限についてのみ規定し、被疑者の弁護人の制限について「特別の事情」を求めなかつ

たのも、単なる手続上・技術上の問題によるものとは解し得ない<sup>(67)</sup>。

規則27条1項は、被疑者や多数弁護人を認めた場合に、後に生じた事情等によりこれを制限できないという規定を置かない。選任後に弁護人の数を制限する規則26条との際だった相違である。国会修正によって規則に委ねられた制限の撤廃は、被告人の弁護人についてのみであるにも拘わらず、規則があえて被疑者の弁護人についても制限を撤廃し得る規定をおいたこと自体、規則に委ねられた範囲を超えるのではないかという疑問もある。これについては、3人を超える数の弁護人の選任を許可できるというのも、「規則による制限」の一つの方法であると解される上、被疑者の保護に資する方向での裁判所の権限の拡張であるから、法35条の趣旨を超えたものとはいえないと解する。しかし、この規定は、数を固定するよりは、裁判所の判断で動かし得るといふ裁量の余地を残した方が無難であるという程度の規定であって、実際に多数弁護人が選任される事態を想定した、あるいは、原則として無制限であるべきであると考えた上での規定であるとは考えられない。一旦多数弁護人を認めた以上、公訴が提起されるまでは、これを制限する手立てがないのであるから、安易に「特別の事情」を認めるべきではなからう。

## 4 資力のある者となない者の公平の観点が含まれるか

なお、被告人の弁護人の数を制限する趣旨については、付随的に、資力のある者となない者との公平を図り、裁判の公正を担保する趣旨があるとの理解がある<sup>(68)</sup>が、制定の過程でこのような配慮はなかったし、また、公平を図る趣旨であれば、適当数の国選弁護人を選任することによりこれを実現すべきであって、私選弁護人の数の制限により公平を図るといふのは本末転倒といえよう<sup>(69)</sup>。被疑者についても、国選弁護人制度が設けられており、このような観点からの制限の可否を論じることは適切ではない。

### 第3 被疑者の弁護人の数の制限を撤廃できる「特別の事情」についての検討

#### 1 特別の事情とはなにか

##### (1) 被告人の弁護人の数を制限できる「特別の事情」

法35条、規則26条1項にいう「特別の事情」が何かについては、前記のとおり、第2回国会参議院司法委員会における政府委員の逐条説明において、「特別の事情と申しますのは、被告人に非常に沢山の弁護人が付きまして、法廷戦術等でその法廷を攪乱するというようなこと」が例示されているほかに具体的な資料はないが、戦時刑事特別法制定以来の弁護人の数の制限の必要性に関する検討を見れば、訴訟の遅延・混乱を防ぐ必要があるというのが特別の事情ということになる。

訴訟の遅延・混乱を防ぐ制度としては、主任弁護人制度(法33条)や裁判長による弁論の制限(法295条、規則212条)等があるから、法35条、規則26条1項にいう「特別の事情」とは、これらによって賄いきれない訴訟の遅延や混乱などのおそれがある場合をさすと考えてよい<sup>(70)</sup>。

##### (2) 被疑者の弁護人の数の制限を撤廃する「特別の事情」

それでは、被疑者の弁護人について、制限された3人を超える数を許可する「特別の事情」(規則27条1項)とは何か。同じ「特別の事情」という語が用いられているが、法35条、規則26条1項の「特別の事情」と規則27条1項の「特別の事情」は、規定の仕方が逆なので、同義ではないことは明らかである。

規則27条1項が、同26条1項と同じ規定振りであるならば、被疑者の弁護人の数の制限は、「他の制度によっては賄いきれない捜査の遅延や混乱をもたらす虞がある場合」ということになり、これで足りることになる。

捜査に対する支障があるかどうかは、公判段階のように、主任弁護人制度や裁判長の訴訟指揮によって多数弁護人の弁護活動を制約することが期待できないこと、公判段階と異なり、広く弁護人

の数を制約する法理として、「捜査の妨げになってはならない」(196条)があることを念頭に、厳格に考えなければならない。もちろん、被疑者弁護人の最も重要な活動である接見交通については、捜査機関に指定権が認められているが、これのみによって多数弁護人による捜査の支障を回避し得るとするのは早計である。また、被疑者の身体拘束が必要な事案では、捜査期間が制限されるので、多数の弁護人の選任による混乱のおそれは公判段階より顕著であるといえる。

ところが、規則27条1項は、被告人の弁護人の数の制限とは反対の規定をするので、この場合の特別の事情は、捜査に対する支障がないことに加えて、特に3人を超える弁護人が必要であるという積極的な事情の存在を要すると解するのが相当である。このことは、同条3項が、3人を超える弁護人の選任を許可するには、具体的にその数を指定することを求めていることから明らかである。「3人では無理だが、○人なら可能だ」という事情の存在が必要なのである。平成24年決定も、「3人を超えて何人の弁護人を許可するのが相当であるか改めて検討する必要がある」として、事案を原審に差し戻している。

そうすると、捜査段階の弁護人について、3人を超える弁護人を認めるべき「特別の事情」とは、3人の弁護人では、適切な被疑者弁護が期待できないが3人を超える特定の数の弁護人があれば、それを期待できるという積極的な事情があり、かつ、その数の弁護人による弁護活動が捜査の妨げとなるおそれがないという事情があることを要すると解するのが相当である。

#### 2 平成24年決定について

平成24年決定は、捜査段階の「特別の事情」について、「刑訴規則27条1項ただし書に定める特別の事情については、被疑者弁護の意義を踏まえると、事案が複雑で、頻繁な接見の必要性が認められるなど、広範な弁護活動が求められ、3人を超える数の弁護人を選任する必要があり、かつ、それに伴う支障が想定されない場合には、これがあるものと解される」と判示した。この判示(決

定要旨1)では、「頻繁な接見の必要性」のみが考慮要素とされているように見えるが、同決定の具体的な事情についての判断(定要旨2)をみると、①複雑な事案であること、②弁護人による頻繁な接見の必要性があること、③多数の関係者が存在し、これらの者と弁護人が接触するなどの弁護活動も必要とされることが挙げられている<sup>(71)</sup>。このように、単に接見の必要性のみならず、その余の弁護活動の必要性を広く捉えて判断するのは正しいと思われるが、なお同決定に対するいくつかの疑問点を指摘しておきたい。

### (1) 3人以下を原則とするのか、原則は無制限なのか

まず、本決定は、「特別の事情があるものと認められるときに制限を解くことができる」という規則27条1項を、実質的に、「必要があれば、多数弁護人選任に伴う(捜査の)支障が想定されない限り制限を解くことができる」と読み替えたことになるように見える。これは、被疑者の弁護人の数の制限を被告人の弁護人の数の制限と異なる規定をした同項の趣旨に反しないだろうか。

規則26条は、裁判所が被告人の弁護人の数を制限する時期を制限せず、すでに選任された弁護人より少ない数に制限することを予定している。現実に公判の適正・迅速な運営に支障を生じたときに、数の制限ができるという趣旨であろう。ところが、規則27条には、特別の事情があるとして、3人を超える数の弁護人を認めた後、現実に捜査の支障が生ずるなど、3人を超える数の弁護人を認めたことによる支障が生じた場合に改めて弁護人の数を制限する制度は設けられていない。いったん制限を解除した場合には、原則に戻ることもできない。立法論としては、捜査に支障が生じた場合に改めて弁護人の数を制限する制度を設けるべきであろう。この場合に、弁護人の数を1名、あるいは2名に制限できるかについても、改めて検討が必要である。

このような現行規則の下で、単に「支障が想定されない」というだけで制限を解除することが相当であるとするには疑問がある<sup>(72)</sup>。

### (2) 3人を超える弁護人選任の必要性で足りるか

これまで検討したとおり、35条、規則26条、27条の規定振りによれば、被疑者の弁護人の数の制限の解除は、「3人を超える弁護人がなければ、適正な弁護活動ができない」特別な事情が必要なのであって、単に必要性があるというのでは足りないと思われる。

### (3) 多数弁護人選任の必要性とは何か

制限の解除には、単に多数弁護人選任の必要性があればよいと解したとしても、本決定の多数弁護人選任の必要性を認める根拠については、さらに疑問がある。

ア まず、「頻繁な接見の必要性」が直ちに3人を超える弁護人の選任の必要性を根拠づけるものであろうかという点である。本決定の事案は、許可を求めた6名の弁護士が国税局の調査があった約3年前から申立人のために活動してきたもので、既に申立人と6名の弁護士との間の信頼関係が築かれていたと想像される特殊な事案であったが、一般に頻繁な接見の必要性とは、「入れ替わり立ち替わり」多数の弁護人が接見することを予定しているであろうか。他の事件も抱える弁護士が、頻繁な接見を単独で行うことは困難であるという事情があるとしても、3人を超える多数の弁護士が接見を繰り返すことが、被疑者との信頼関係を築き、有益な接見となるとは思われない<sup>(73)</sup>。特に、被疑者段階の拘束期間が限られていることを考えれば、この点には疑問が大きい。

イ 本決定は、接見の必要が大きい根拠として、事案の複雑性だけではなく、「接見禁止中」であることを挙げている。この趣旨は必ずしも明らかではない。接見禁止中の被疑者には弁護人の接見による心理的なサポートが重要であるのは否定できない。しかし、例えば、被疑事実とは関係のない現在の会社の経営等に関する打合せ等であれば、接見指定の一部解除により目的を達するのが本筋ではないかと思われ、接見禁止を多数弁護人を認める根拠の一つとするには疑問がある。

ウ さらに、重要なのは、「関係者との接触」である。本決定は、多数の関係者との接触の必要性を挙げるのであるが、一般論としてはこれは相当である。しかし、最高裁は、具体的に接触の必要がある関係者として、会社の従業員、税理士事務所職員らを挙げる。この事案では、これらの者は共犯の疑いのある者であり、申立人は共謀を否認していた<sup>(74)</sup>。このような場合の弁護人の共犯者あるいはその疑いのある者に対する接触には難しいものがあるように思われる<sup>(75)</sup>。これは、従来から、弁護士倫理の問題として論じられるところであるが、判示のように、一般論として、共犯者を含む如何なる関係者に対する接触も被疑者の弁護活動として正当化でき、これを根拠に3名を超える弁護人がなければならぬ事情とまで解することは果たして妥当であるかについては疑問がある。

#### (4) 多数弁護人選任に伴う支障

本決定は、多数弁護人の必要性については、比較的具体的な判示をしたのに対して、多数弁護人選任に伴う支障については、単に、そのような支障は想定できないとして具体的な判断を行わなかった。

捜査の支障となる場合は、通常は接見指定によって調整可能であるから正当な弁護活動が行われている限り支障は想定し難いからであるとの解説<sup>(76)</sup>があるが、これを一般化するとすれば、弁護人又は弁護人となろうとする者に「正当でない」挙動がない限り、数の制限を肯定すべき「3名を超える数の弁護人の選任に伴う支障が想定されない」場合であるとされることとなる。接見指定ができるのは、現に取調中であるとか、間近い時に取調等の予定がある場合に限られるとするのが判例<sup>(77)</sup>であり、これは、実務にも受け入れられているが、多数弁護人による捜査の支障をすべて接見指定で調整すべきであるとするれば、接見指定を認める基準も再検討が必要となろう。

また、弁護の必要性について、単に被疑者との接見だけではなく、関係者との接触等の広範な弁護活動を前提としているのであれば、これらによる捜査の支障も当然視野に入れるべきであろう。

#### (5) 事案の特殊性

実は、本決定の事案はかなり特殊である<sup>(78)</sup>。

一般に、被疑者の弁護人にとっては、選任後、まずは被疑者と接見して事実関係を把握することが重要であるが、本件では、弁護人は平成21年の国税局の調査以来、事案に関与しており、逮捕後に改めて事実関係を把握する必要がない、少なくとも、通常の事件に比べて大きいとはいえなかったように見える。加えて、決定によれば、法人税ほ脱の手段は、架空の減価償却費用の計上というのであるから、このような単純・客観的な手段によるものが、多数弁護人を必要とする複雑な事案とは思われない。この点も、3名を超える弁護人が特に必要であるとする根拠にならないように思われる。

もっとも、本件は、それでも6名の弁護人を認めてもよい事案であった。申立人(被疑者)はすでに関連事件(消費税法違反、地方税法違反、法人税法違反)で起訴されており、起訴後の弁護人として6名が選任されている。弁護人の数の制限も事件単位で行われるべきであるから、本件についての制限の解除を認めないことはできるが、本件が追起訴されれば、本起訴事件の弁護人が当然に追起訴事件の弁護人となる(規則18条の2)ことが予定されており、接見についても、本起訴事件についての接見は当然に6名の弁護人に認められる<sup>(79)</sup>のであるから、本件について、6名の弁護人の選任を許可することによる捜査の支障はあまり考えられない事案であった<sup>(80)</sup>。

したがって、本件では、すでに関連事件による被告事件の弁護人6名が選任されているというのが、「特別の事情」に当たるといえるから、本件の結論自体は、相当であり、直ちに請求のとおり6名の弁護人を認めてもよい事案であったと思われるが、本決定をもって、捜査の迅速性と被疑者弁護の重要性のバランスを考慮しつつ、特別の事情の解釈適用を柔軟に考えるものとする<sup>(81)</sup>のは、いささか不正確ではないかと思われる。規則27条は、あくまで、「特別の事情があると認めるとき」に例外的に制限を解除するとしているのであって、これを実質的に「特別の事情がない限り」と読み

替えるような解釈は、正しいとは思われない。

### 3 主任弁護人制度について

被疑者の弁護人には主任弁護人制度がない。改正の当初案（1次案～6次案）では、被告人の弁護人と同様に主任弁護人を定めることとなっていたが、7次案に至り、被告人・被疑者双方の主任弁護人の規定を削除した。その後、GHQとの交渉の過程で、被告人の弁護人が数人あるときに主任弁護人を置くことを法に明記する国会提出法案が確定したこと、国会の修正によって、主任弁護人の指定や権限について規則に委ねることとなったことは前述のとおりである。このときに、被疑者の弁護人について主任制度を設けるかどうかについての論議がなされたという資料は見当たらないが、主任弁護人制度が被告人の弁護人に限られることとなったのは、GHQとの交渉の過程で、この問題が特別弁護人制度との関係で問題となったこと、主任弁護人制度の是非が専ら公判における訴訟行為をめぐって論議されたことによるものと思われる。被疑者の弁護人に主任弁護人制度を置かなかったのは、このような立法経緯による不備ともいえるものである。

また、主任弁護人制度は、当初、裁判所の弁護人に対する通知又は書類の送達の相手方を特定する趣旨で考えられた（1次案～6次案）ものであるが、被疑者の弁護人に対する裁判所の通知又は書類の送達の問題が生じるとは考えられず、この点からも、被疑者の弁護人について主任弁護人制度の必要性を感じることがなかったであろうし、国会提出法案までは、被疑者の弁護人は3人までに限られていたというのも、被疑者の弁護人の主任弁護人制度が置かれることがなかった理由であろう。

被疑者の弁護人についても、主任弁護人制度を類推適用ないし準用すべきであるとの見解<sup>(82)</sup>がある。しかし、主任弁護人制度は、主任弁護人以外の弁護人の権限を制限することとなるから、明文がない限り被疑者の弁護人について、被告人の弁護人に関する33条、34条の類推適用ないし準用を認めるべきではない。被疑者の弁護人に主任弁

護人制度を設けるのであれば、法改正を要する。

従来、被疑者の弁護人が裁判所に対して行う手続は、準抗告や証拠保全、勾留理由開示など、弁護人が請求をする手続であったから、裁判所は請求のあった弁護人に応えればよいと考えられたし、多数弁護人による勾留理由開示手続については、時間の制限や書面提出によって混乱・遅延を回避し得る<sup>(83)</sup>から、被疑者の弁護人に主任弁護人制度を設ける実際の必要はさほど大きくなかったと思われる。

しかし、近時の法改正によって、被疑者の弁護人の同意が手続の効力要件となるものができた。例えば、即決裁判手続や平成27年第189回国会に提出された刑事訴訟法の一部を改正する法律案による「合意制度」である。即決裁判手続については、簡易な事件が対象であり、多数弁護人が選任される事態は予想し難かったが、合意制度は、対象が複雑・重大な事件であるから、少なくとも平成24年決定の趣旨を機械的にあてはめれば、3人を超える弁護人の選任を許すことのできる事件があると思われる。被疑者の弁護人数の制限を緩やかに解する、あるいは、被疑者の弁護人の数の制限を被告人の弁護人と同様に考えるのであれば、被疑者弁護人についての主任弁護人制度の採用が必要となろう。

## 第4 終わりに

被疑者の弁護人の数については、立法時、3人以下とすることとされ、これに対する異論はなかった。これに対して、裁判所規則は、裁判所の裁量によって3人を超える弁護人の選任を許可することとしたのであるが、制定時の説明によっても、手続的・技術的な説明がなされているだけで、3人を超えた数の弁護人によって実際に弊害が生じた場合にこれを防ぐための制度が設けられていないのは、そもそも3名を超える弁護人を実際に許可することを想定していなかったためではないかと思われる。

このような立法時の意思を単に、「被疑者弁護が立法時に増して重要になった」<sup>(84)</sup>として無視す

ることは軽率に過ぎる。被疑者弁護の重要性に対する理解が深まったことは事実であろう。被疑者国選弁護制度が創設されたのもそのあらわれといえる<sup>(85)</sup>。しかし、被疑者の弁護人の権限を拡大するような法改正がなされたことはない（わずかに、即決裁判手続や合意制度において弁護人の同意を要件とすることとなったのにとどまる）。

公判前整理手続やそれに続く裁判員裁判の連日開廷の要請を踏まえれば、被疑者段階において従来より遙かに広範な弁護活動が求められるとの指摘もあるが<sup>(86)</sup>、公判前整理手続や裁判員裁判において、当然に3名を超える国選弁護人が認められるわけではないから、これを直ちに被疑者の弁護人の数の制限に結びつけるのには、無理があろう。

複雑な事件の多くは共犯事件であり、弁護人の数は被疑者毎に定められるのであるから、被疑者毎に3名の弁護人があってもなお十分ではないという事態はあまり想定できないように思われる。

3名の弁護人では弁護を尽くすことができず、3名を超える弁護人が必要な場合とはどのような場合であるかについて、今後、十分な検討が必要であろう。

もちろん、被疑者の弁護人の数についても、被告人の弁護人の数と同様に無制限であるべきであるという見解は、捜査の構造を無視したものであって妥当とはいえない。しかし、弁護人の数の制限の解除をより緩やかに認めるという見解は、理論上誤っているものではなく、立法政策として採用しうるものであるが、これを採用するとすれば、これまでに指摘したように、3名を超える弁護人の数を許可した結果、捜査に支障を生じるなどの弊害が認められた場合に、これを制限する規定を整備すること、被疑者に主任弁護人制度を設けること、主任弁護人制度を前提として接見のルールを再考することなどの制度の検討が必要であり、これがないままに、必要があれば、3名を超える弁護人を認めるという解釈・運用を安易に認めるべきではないと思う。

## 注)

(1) 条解刑事訴訟法（4版）53頁等。被告人の弁護人

の数の制限に関する裁判例としては、名古屋高金沢支判昭28.7.18高刑集6巻10号1297頁（被告人の弁護人の数を4人に制限したことに違法はない）、最決昭34.4.28判時195号5頁（7人の被告人に対し弁護人の数を各3人に制限し、総数21人の範囲内で各被告人が互いに他の共同被告人の弁護人を自己の弁護人に選任できる）、最大決昭34.8.4（弁護人が自主的に25人以内に制限する旨を申し出たので、前記4月28日決定の制限を解く）、大阪高決昭51.8.24判時835号110頁（被告人の弁護人を3人に制限した決定に違法はない）がある。

- (2) 現行刑事訴訟法の制定過程の概要は、井上正仁「刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）制定過程年表」ジュリスト551号59頁で一覧できる。
- (3) 現法務省。昭和23年2月15日から法務庁、昭和24年6月1日から法務府、昭和27年8月1日から現法務省に組織変更された。
- (4) 戦時刑事特別法の全文は、刑事訴訟法制定資料全集昭和刑事訴訟法編（以下、「資料集」と略称する）（1）資料9にある。
- (5) 法学協会「第七十九・八十帝国議会新法律の解説」263頁。以下、引用の文献・資料中の旧字体は新字体に改めた。
- (6) 資料集（1）資料67。なお、これ以前の検討資料として昭和20年10月31日付資料（資料集（1）資料9、昭和21年1月16日付資料（同資料）51）がある。
- (7) 要綱案の該当部分は次のとおりである。
  - 一 弁護人の数の制限に関する規定（戦刑二〇条一項）
    - イ、弁護人の数は被告人一人に付二人を超ゆることを得ざるものとする。
 

右に関する措置として第三十九条に左の一項を加ふること

弁護人は第四十条第二項の規定により選任することを得べきものを除くの外被告人一人に付二人を超ゆることを得ず。
- (8) 司法省刑事局「戦時刑事特別法解説書」41頁
- (9) 梶田年「戦時民事刑事特別法解義並裁判所構成法戦時特例」187頁
- (10) 上記資料集（1）資料9。なお、陪審法76条2項は「弁護人数人アル場合ニ於テ被告人ノ為ニスル

意見ノ陳述ハ重複シテ之ヲ為スコトヲ得ス」という規定である。

- (11) 陪審法が、審理促進を目指した趣旨は、裁判員裁判に共通するものがある。
- (12) 資料集（1）資料8
- (13) 司法制度改正審議会は、昭和20年11月9日の閣議決定によって設置された司法大臣の諮問機関であり、諮問事項は、  
第一 新情勢ニ鑑ミ裁判並ニ検察ノ機構ニ付改正ヲ要スベキ具体的事項如何  
第二 新情勢ニ鑑ミ犯罪捜査ニ関シ人権ヲ擁護スベキ具体的方策如何  
であった。司法法制改正審議会については、内藤頼博「終戦後の司法制度の改革の経過」（第二分冊）2頁以下参照。
- (14) 昭和20年12月5日司法制度改正審議会第2諮問事項関係小委員会（第2回）における佐藤委員（佐藤藤佐司法省刑事局長）説明（資料集（1）資料15）
- (15) 資料集（1）資料61
- (16) 旧法40条「弁護士ハ弁護士中ヨリ之ヲ選任スヘシ裁判所又ハ予審判事ノ許可ヲ得タルトキハ弁護士ニ非サル者ヲ弁護士ニ選任スルコトヲ得」
- (17) 旧法41条「弁護士ノ選任ハ審級毎ニ之ヲ為スヘシ予審中為シタル弁護士ノ選任ハ第一審ノ公判ニ於テモ其ノ効力ヲ有ス」
- (18) 旧法44条「弁護士ハ被告事件公判ニ付セラレタル後裁判所ニ於テ訴訟ニ関スル書類及証拠物ヲ閲覧シ且其ノ書類ヲ謄写スルコトヲ得予審ニ於テハ弁護士ノ立会フコトヲ得ベキ予審処分ニ関スル書類及証拠物ヲ閲覧シ且其ノ書類ヲ謄写スルコトヲ得弁護士ハ裁判所又ハ予審判事ノ許可ヲ受ケ証拠物ヲ謄写スルコトヲ得」
- (19) 旧法301条「予審判事ハ予審終結前被告人ニ対シ嫌疑ヲ受ケタル原由ヲ告知シ弁解ヲ為サシムヘシ但シ被告人正当ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ此ノ限ニ在ラス
- (20) 旧法302条「予審判事公判ニ於テ召喚シ難シト思料スル証人ヲ訊問スル場合ニ於テハ検察官及弁護士ハ其ノ訊問ニ立会フコトヲ得第百五十九条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス」
- (21) 旧法303条「検察官、被告人又ハ弁護士ハ予審中何時ニテモ必要トスル処分ヲ予審判事ニ請求スル

コトヲ得検察官ハ予審ノ進行ヲ妨ケサル限り書類及証拠物ヲ閲覧スルコトヲ得弁護士ハ予審判事ノ許可ヲ受ケ書類及証拠物ヲ閲覧スルコトヲ得」

- (22) 昭和21年1月15日付「捜査中ニ於ケル弁護権ニ関スル規定（第二次案）対案」資料集（1）資料49
- (23) 昭和21年4月30日付刑事訴訟法改正方針試案（資料集（2）資料11）、同年7月26日付刑事訴訟法改正方針（資料集（3）資料52）、同月27日付改正方針（資料集（3）資料60）、同月29日～8月1日付刑事訴訟法改正方針（第二案）（資料集（3）資料62）がある。
- (24) 資料集（3）資料77-1
- (26) 司法法制審議会第3小委員会第8回議事要録（昭和21年8月6日）（資料集（3）資料79）の該当部分は次のとおりである。

#### 第四、弁護人の数

鈴木委員 この点は弁護士の自治に委ねてほしい。弁護士会で設けてある自粛委員会の方に裁判所から相談してもらえば円満に制限の実効を上げうると考へる。

佐藤（藤）委員 弁護人の数の制限は訴訟の進行の点からある程度必要ではないか。この点で折合ひがつけば三人位でどうかと考へ一応そうしておいた。

宮城委員 この点弁護士会でも異論があると考へるので数を限定せず事件の性質難易に応じて裁判所が適当に制限することを得るようにしてはどうか。

松本委員 制限しないことを原則として特別の場合制限することが出来るようにしてよいと思ふ。

塚崎委員 弁護士会としては将来一層自粛委員会を強力なものとし裁判所と協力して行くようにしたい。この趣旨からは制限しないでほしいといふのが在野法曹の意見である。

山口幹事 一般の事件では種々の事情から自らは制限されてゐるのであって、共産党の法廷戦術の如きは例外である。だから制限は規定する必要はない。

岩田幹事 山口幹事に賛成。ただ代表弁論をす

- る弁護士の数を制限したらどうか。
- 飛鳥田委員 アメリカの法廷では一人代表者が訊問してあれば他の弁護人は出来ないことになってゐる。かういふ制度がとられれば弁護人の数はいくら多くても訴訟の遅延は生じないと思ふ。原則として制限しないことにしたい。
- 佐藤（藤）委員 数は具体的条件により適当な制限をなしうること位でまともらぬか。
- 松本委員 大阪弁護士会の意見としては弁護人の数の制限には絶対反対である。重複弁論をなすような弁護士に対しては裁判長が圧へなくてはいけない。
- 小中委員 この問題が何故議題に登ったかを考へれば理解出来ることであると思ふ。重複弁論は裁判長が圧へるといはれるが、それを圧へると却って訴訟が長びかされるのが現状である。
- 宮城委員 これは特殊の事件の場合に問題になるのであるから裁判所が適当に制限しうることとしておきたい。
- 佐藤主査 ではこの問題につき決をとってみます。
- 第一は 全然無制限なる説  
第二は 特別の事情あるときは裁判所で制限しうる説及び必要により制限しうる説とに分かれると思ひますが。  
(第一説と第二説とでは、第一説五名にして少数で破れる。第二説の中では特別の事情による云々は六名、必要により云々は九名といふことになった。)
- 佐藤主査 ではこの決の結果を参照して総会で決定することに致します。
- 鈴木委員は鈴木喜三郎弁護士、佐藤（藤）委員は佐藤藤佐司法事務官（刑事局長）、宮城委員は宮城實判事、松本委員は松本静史弁護士、塚崎委員は塚崎直義弁護士、山口幹事は山口貞昌弁護士、岩田幹事は岩田春之助弁護士、飛鳥田委員は飛鳥田喜一弁護士、小中委員は小中公毅判事、佐藤主査は佐藤祥樹検事である（発言順）。
- (27) 昭和21年8月8日付（資料集（3）資料91）。なお、弁護権の範囲については変更はない。
- (28) 昭和21年8月9日、司法法制審議会（刑事法関係）第二回総会における弁護人の数の制限についての論議は以下のとおりである（資料集（4）資料1-1）。
- (イ) 弁護人の数の制限
- 塚崎委員 この形式では裁判長が制限する場合一人にでも出来るようであるがどういふ御考へか。
- 佐藤（藤）委員 事務当局の試案としては一人につき三人迄としたが、それに反対が多かったためこの形となった。併し制限する場合二人迄とか三人迄とかいふことは議論にのぼらなかつた。それを裁判所で任せるか法文で規定するかは未だ定まてゐない。
- 榊原委員 政党政治となつて、法廷戦術に利用されるおそれがある。これを反対に特別の場合数を増しうるようにはどうか。
- 有馬会長 その点は第三小委員会で議論して作った所であるから、その議論はうちきります。
- 小谷委員 三人以下には出来ないといふ規定をおきたい。
- 栗林幹事 若い弁護士側の意見として五人以下には制限できないようにしたい。
- 小谷委員 それならなほ結構です。
- 有馬会長 では「第四につき、五人以下には制限し得ない」といふ修正案について決をとります。
- 北浦委員 一寸決をとる前に一言。今日裁判所で弁護人の数を制限するといふのがいけしからん。全く無制限にしたい。
- 田多井委員 弁護権の濫用といふこともあり、制限は必要
- 小島委員 原案に賛成
- 眞野委員 制限をする場合、裁判所側の主観的判断に依つてはいけない。これを「必要な事由のあるとき」といふ客観的判断を示すようにしたい。

- 佐藤（藤）委員 その趣旨である。
- 有馬会長 では決をとります。  
先づ「全く制限しないといふ説」  
（賛成二名 少数否決）  
では「五人以下には制限できないといふ案」  
（賛成十六名 少数否決）
- 長谷川委員 では三人以下には制限できないといふ案についてももう一度決をとって頂きたい。
- 有馬会長 ではこれについて決をとります。  
（賛成二十四名／三十六名 多数可決）
- 塚崎委員は塚崎直義弁護士、佐藤（藤）委員は佐藤藤佐司法事務官（刑事局長）、榊原委員は榊原千代衆議院議員、有馬会長は有馬忠三郎氏（司法法制審議会第三部会長）（弁護士）、小谷委員は小谷勝重弁護士、栗林幹事は栗林敏夫弁護士、北浦委員は北浦圭太郎衆議院議員、田多井委員は田多井四郎治弁護士、小島委員は小島徹三衆議院議員、眞野委員は眞野毅弁護士、長谷川委員は長谷川多一郎氏である（発言順）。
- (29) 昭和21年8月17日付刑事訴訟法改正要綱案（資料集（4）資料18）
- (30) 資料集（5）資料14
- (31) 刑事弁護本来の趣旨を離れた多数の弁護士が選任される事件については、このころ、「見舞弁護」、「同情弁護」などの語によって問題提起がなされ、制限が必要である場合があることについて、多くの支持を得ていた。
- (32) 1次案～6次案の起案時期は次のとおりである。  
第1次案 昭和21年8月19日～9月5日 資料集（6）資料1  
第2次案 9月14日～10月2日 同資料2  
第3次案 10月5日～12月10日 同資料3  
第4次案 12月10日～昭和22年1月28日 同資料4  
第5次案 2月3日ころ 同資料6  
第6次案 同月20日過ぎころ 同資料8
- (33) 我が国が占領中の立法については、すべて連合軍司令部（GHQ）の承認を必要とした。GHQのカウンターパートは、民政局リーガル・セクションで、刑事訴訟法の検討の責任者はオブラー（Alfred C. Oppler）氏、担当官はマイヤース（Howard Meyers）、ブレイクモア（Thomas Blakemore）、アップルトン（Richard Appleton）各氏であった。
- (34) 特別法案改正委員会における議事覚（昭和22年3月13日）（資料集（7）資料18）
- (35) 昭和22年4月「日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律の立案趣旨」（資料集（7）資料37）
- (36) この頃、被疑者の弁護権の範囲について検討が重ねられ、3月24日付「被疑者の弁護権の範囲」という検討ペーパーがあるが（資料集（7）資料32）、数の制限や主任弁護人制度に関連した記述はない。
- (37) 昭和22年5月16日臨時刑事委員会議題（資料集（8）資料14）
- (38) 昭和22年5月22日付最高裁判所臨時刑事委員会決議（その2）（資料集（8）資料21）は、被疑者の弁護人の権限範囲如何という議題に対して、「（1）捜査の必要を害せざる限度での被疑者との接見交通、（2）証拠資料の提出、（3）証拠調の申出、（4）検証の立会、（5）勾留理由の告知請求権当は、ほゞこれを認めて差し支えないと思はるるが、詳細は最高裁判所のルールによる決定をまつこととし、本委員会では決議を留保する。」としている。
- (39) 「刑事訴訟法改正に関する各裁判所の意見（二二・八・六）」資料集（9）資料1
- (40) 資料集（8）資料56
- (41) 資料集（8）資料106
- (42) 資料集（10）資料1 弁護に関する規定案は8月16日付
- (43) 要綱は資料集（9）資料138、8次案は資料集（10）資料12  
要綱の弁護に関する項は、  
（一）（被疑者の弁護人選任権）被疑者も、弁護人を選任することができる。  
（二）（被疑者の弁護人選任の効力）公訴提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。  
（三）（弁護人の数の制限）裁判所は、特別の事情があるときは、弁護人の数を、各被告人について、三人までに制限することができる。被疑者の弁護人の数は、各被疑者について、三人を超

えることができない。

(四) (貧困者と国選弁護人) 被告人は、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは、裁判所にその選任を請求することができる。

(五) (弁護人と交通権) 身体の拘束を受けている被疑者又は被告人は、法令の範囲内で、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者と接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。

検察官又は司法警察官吏は、捜査のため必要があるときは、公訴提起前に限り、前項の接見に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。この処分に不服がある者は、裁判所にその取消又は変更を請求することができる。

(六) (弁護人の閲覧謄写権) 弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。

(七) (国選弁護人の費用、報酬請求権) 国選弁護人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

であった。

(44) 資料集 (11) 資料 2 「刑事訴訟法改正案に対する G・S・意見書 (マイヤース氏担当第一号) (二三・三・二四)」

弁護の部分の意見は次のとおりである。

第三十条 第一項を次のように改められたい。「被告人又は被疑者は、身体を拘束された後は何時でも、公訴の提起の前後を問わずいかなる時期においても、弁護人を選任することができる。被疑者又は被告人が警察署に引致されたときは、その上席警察官が、検察官の許に引致されたときは、検察官が、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨を告げなければならない。」

第三十三条 「特別の事情」とは何か。もつと拡張せよ。

第三十四条 第一段の前に下記を挿入されたい。

「被告人が弁護人なくして、裁判所に出頭したときは、裁判所は、被告人が弁護人を選任することができ、且つ、被告人が貧困の場合若しく

は自ら弁護人を選任することができないときは、裁判所にりょう弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。」

第三十五条 第三十四条の末項として次の項を加えられたい。

弁護人を選任する権利は、公訴を受けたる犯罪が長期六月以下の懲役若しくは禁錮にあたる事件である場合にのみ、これを放棄することができる。その他の事件の場合において、被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、被告人のため弁護人を選任しなければならない。(この場合において、被告人が弁護人を選任することができるときは、裁判所は、被疑者に対し弁護人を選任すべき旨を命じなければならない。)

(問題は、被告人の意思に反しても、弁護人を附さなければならないと信ずるような事件があるということの規定すべきかどうかである。かかる場合(謀殺等)において、被告人が経済的に弁護人を選任することができるときは、裁判所は、これを選任すべき旨を命ずる裁量・職権を有すると規定する法がよくはないか。)

第三十六条 弁護人の報酬を定める勅令(政令)について規定せよ。

第三十七条 提案

「身体の拘束を受けている被疑者又は被告人は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者(弁護士でない者にあつては、第三十一条(第二項)の許可があつた後に限る。)と、官憲の立会なくして私的に(in private)これと接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。法令(裁判所の規則を含む。)は、被疑者又は被告人の逃亡、禁止物の授受若しくは証拠の隠滅を防止するなどのため、適当な予防手段を規定することができる。」

検察官、検察事務官又は司法警察官吏は、公訴の提起前に限り、前項の接見又は授受に関しその日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その制限が合理的であり、且つ、被疑者又は被告人の防御を準備する権利を害しない場合に限る。」

第三十八条 次の一文を加えられたい。

「裁判所は、証拠物の謄写に関する条件については、適当なものを定めなければならない。」

第三十九条 これらの「特別の定」とは何か。

- (45) 資料集12巻資料66 GHQの勧告は、31条を「簡易裁判所の事件を除き弁護人は弁護士の中から選任されなければならない。但し、地方裁判所の事件においては、もし弁護士の中から選任できなければ裁判所の同意を得て弁護士でない者を弁護人に選任することができる。」と変更するものであった。
- (46) 資料集12資料96 刑事訴訟法改正協議会議事録(第一〇回)(二三・四・二六)
- (47) 資料集12資料113 刑事訴訟法改正協議会議事録(第一三回)(二三・四・三〇)
- 主任弁護人制度についての議事録は次のとおりである。

オ氏 それでは七三問に関連して主任弁護人の問題に行く

鈴木 主任弁護人の問題は連合会の幹部にはかつた結果大体賛成を得て最後の弁論だけは個別にやることにし其他の行為は大体主任が行う事に諒解した

オ氏 木内氏は賛成か

ブ氏 その場合にも時間を制限をする事ができる。

鈴木 証人訊問はどうか。

ブ氏 証人訊問も主任制度でやる。しかし何かの理由で部分的に請求があれば裁判所も認める筈である。

鈴木 期日の指定もそうであるか。

ブ氏 それも主任制度でやる。結局主任弁護士が自分の裁量でそれでもよいと言いはしまいが、それは主任の責任である。一應主任を決めた以上そのやうにならなければだめである。

橋本 いつまでに主任弁護人をきめるのであるか。

円山 そのやうなこまかい事は、ここではきめられぬ。

鈴木 それでは何できめるのか。

齋藤(裁) 私個人の意見では、

木内 原則は法律細かいことはルールによつてはどうか。

(オ氏はオブラー、ブ氏はブレイクモア、鈴木は鈴木勇弁護士、橋本は、橋本乾三検事、円山は円山田作弁護士、齋藤(裁)は齋藤悠輔判事)

- (48) 資料集(12)資料73
- (49) 国会提出法案は、第2回国会衆議院司法委員会会議録第22号にある。以下、国会議事録はいずれも第2回国会のもの。
- (50) 参議院司法委員会会議録39号
- (51) 衆議院司法委員会(23年6月22日)(衆議院司法委員会会議録第38号)

この点に関する鍛冶委員と野木政府委員は要約すると次のとおりである。

○鍛冶委員 35条の制限を付す理由は如何。

○野木政府委員 今までの刑事事件では、大部分の事件が弁護人が2人程度で止っている。また、被告人の1人について3人くらいあれば、その権利を保護するのに大体十分である。1人の被告人について十数人という非常に多くの弁護人がついた例は、同情弁護あるいは法廷闘争のためなど、本来の弁護権の行使というよりも、その濫用的の場合が多い。しかし原則的に弁護人の数を各被告について何名と制限することは適當ではないので、原則的には被告人については制限をおかず、ただ特別の事情があるとき3人までに制限することができることとした。被疑者については、大体3人あれば被疑者の正当な権利は擁護できるだろう。そういう見解で、3人を超えることはできないとした。むしろ議論は第一項の被告人の場合であった。

○鍛冶委員 弁護人は3人以上要らないのだ、こういう論理的の建前から規定されたのか、それとも法廷ではそんなにたくさん出られては困る、こういうことからきておるのか。

○野木政府委員 弁護人は3人ですでに十分であるとまで言い切っておるわけではない。

○鍛冶委員 特別の事情とはどういうことか。

○野木政府委員 非常に複雑な事件であれば、弁護人も3人で足りない場合も多かろうと思うが、ごく簡単な事件、あるいは必ずしも被告人の方に本質的に重要であると思われないような事項について弁論する場合とか、あるいはことさらに法廷闘争を企てるとか、そういうような場合

が特別の事情にあたる。

○鍛冶委員 弁護人の数を制限すればよいということは根本的の理論ではないのだというのであれば、裁判所のルールに委せるべきではないか。ルールで、いたずらに訴訟を長引かせるとか、いたずらに法廷を紛乱するとか、具体的にあげて規定すべきである。

○野木政府委員 弁護人については、憲法37条の趣旨もあり、弁護人の数の制限は重大な事項ではないかと考えて法案に載せてある。

○鍛冶委員 それなら制限を付すべきものではない。それでも置かなければならぬというなら、ルールで定めるべきである。

主任弁護人制度の根本理由はいかなるところにあるか。

○野木政府委員 弁護人の裁判所に対する訴訟行為、法廷における弁護人の訴訟行為が多くなるので、弁護人の裁判所に対する意思表示をまとめるところがなければ、弁護人の意思が分裂して裁判所に表示されたりいたし、それがひいて被告人の利益をも害し、また訴訟の進行をも妨害する。そういうことになる心配が非常に多いということ、裁判所の弁護人に対する通知等のためにも主任弁護を決めて円滑な訴訟の進行を図るという趣旨である。

○鍛冶委員 第1の点は、弁護人の自治に委せるべきである。第2の点も、裁判所の都合で弁護人を縛るのは、刑事訴訟法の根本の建前から相容れぬ。根本は弁護人の自治に任せるべきものだ。

なお、このほか、6月30日の衆議院司法委員会では、特に発言を許された林百郎議員が、弁護人の数を制限して、かつ主任弁護人の制度を設けておる点は、弁護人の行動を非常に制約すると思うのであって、自由に弁護人を付して十分被告人の権利を主張させる途を開かなければならないと思う旨の発言をしている（衆議院司法委員会議事録第46号）。

(52) 衆議院の修正案中弁護に関する部分は、次のとおりである（衆議院司法委員会議事録第46号）。

第三十三条 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

第三十四条 前条の規定による主任弁護人の権限については、裁判所の規則の定めるところによる。

第三十五条 裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる。但し、被告人の弁護人については、特別の事情のあるときに限る。

(53) 参議院司法委員会会議録第40号

(54) 該当部分の青柳氏の発言は、「次に弁護人のことでありますが、この数を三人に制限するということが、主任弁護人を設けるということ、これは他の公述人からも言われると思いますが、これは戦争中の考え方、弁護人を制限するということが、これは戦争中の官僚的、独善的な考え方から来ている。要するにうるさいものであるという考え方から出ておると思います。」である。

(55) 該当部分の毛利氏の発言は、「それから33条、34条でございますが、これは午前中にも出ましたが弁護人の主任を置くということでもあります。主任弁護人という制度を設けることでもあります。特に主任弁護人というものを設けると、同じことを重複してしゃべつたり、いろいろなことがなくて、誠に便利な規定のようでございますが、併しこれは実は弁護士としては非常にやりにくいことなっております。殊に公判が非常に鄭重に審理されるというようなことになりますと、主任弁護士というものも、他の事件もありますれば、いろいろな差支もございまして、終始法廷におるといわけにはいかん、検事の方ではどういうことが知りません、検事の方はお変わりになつても多分差支ないのかも知れません。検事が變つては如何ということ、私は見落としておるかも分りませんが、検事が公判中に變つてはいかんと規定は見当りません。主任弁護士はいつも出ておらなければならぬ。苟も一旦主任弁護士になつた以上は、變るといふようなことはできないように見えるのです。これは実際の实情に即して、主任弁護人制度は、弁護権の相当重要な制限になると思うのであります。尤もいわゆる今日まで称しておりました弁論ということだけは、これは誰にでもさせる、主任弁護士に非ざる者であつてもするという事になつておりますが、これは今度の訴訟法が實際施行されてやつて見なければ分りませんが、若し英米

法の実際にやつておりますようなことに非常に近付くものとしたしましたら、いわゆる各弁護士がやつていと改正法案に言うております弁論なんというものは、今までのような重要なものでなくなるかも分かりません。それまでにおける弁護士の証拠とか、弁護士の異議の申立とか、相手方に対する訊問とかいうようなものが、弁護士活動の主なる部分を占めるのであるかも分らん、そういったしますと、ただ最後に喋らして貰うだけ、あとは一切主任弁護士の助手のように附いておらなければならんということは、これは非常に弁護士として窮屈なことであり、被告人の権利を十分尊重する所以のものでないと思う。或いはこれは午前中にお話がありましたように、戦争時代における弁護人の数の制限の遺物かも分かりません。或いはそうでないのかも分かりませんが、これは弁護士の実情に即しないもので、主任弁護士制度はお取止めを頂きたいと存じます。」である。

- (56) 衆議院司法委員会（二三・六・二一）衆議院司法委員会議事録第37号
- (57) 衆議院司法委員会（二三・六・三〇）衆議院司法委員会議事録第46号
- (58) 弁護人らの抗告趣意（刑集66巻7号666頁以下）
- (59) 申立人の意見の主張に対しては、原審（高松高決平24.5.2刑集66巻7号682頁がこれを斥ける判断を示している）
- (60) 植村・注釈刑訴（3版）1巻324頁
- (61) 植村・前掲325頁。永井敏雄・大コンメンタール刑訴法（2版）1巻363頁は、多数の弁護人が重複的な訴訟活動することから生ずる訴訟遅延の問題、多数の弁護人が出頭した場合における施設上の問題を指摘する。
- (62) 平成24年決定の弁護人らの抗告趣意においても、法35条、規則26条の合憲性を前提に、規則27条の意見の主張がなされている。
- (63) 被疑者段階の弁護活動が被告人段階の弁護活動に比べてその範囲が狭小であることを強調するのは相当でないという指摘（楡井英夫・判例解説（刑）平24年度218頁、同旨、宮村啓太・平成24年重要判例解説177頁）があるが、35条が両者を区別する趣旨は、単に、被疑者弁護の範囲の大小の問題ではなく、被疑者弁護の本質的な枠組みそのものに由来するものである。

- (64) 前掲高松高決平24.5.2は、これについて、次のように判示している。正当と思われる。この特別抗告審決定である平成24年決定もこの判示を前提とした判断である。

「刑訴法35条自体、そのただし書きにおいて、被告人の弁護人の数の制限については特別の事情のあるときに限る旨規定していることから、同条は被疑者と被告人とでその弁護人の数の制限に差を設けることを許容していることは明らかである上、実質的に見ても、訴訟後においては、被告人に刑事罰を科するか否かという重い終局処分に向かって、当事者主義構造の下、検察官と被告人・弁護人とが主張をたたかわせ、そのために、被告人・弁護人は検察官から一定の証拠の開示を受けることができ、証拠を精査しながら、合理的な時間を掛けて訴訟を遂行するのに対し、捜査は、上述のような意味での構造では必ずしもなく、被疑者・弁護人においては捜査記録の開示を受ける保障もないなどの点において、被疑者の弁護活動は被告人のそれに比して質・両共に自ずと異なる一方、被疑者が身体を拘束された場合には厳格な時間的制約があり、迅速に捜査を進める必要性も高いことなどからすれば、刑訴法35条が捜査・公判を通じて、一律に、弁護人の数には原則制限を設けないことを規定したものと解することは到底できず、同条は、弁護人から援助を受ける機会を持つことを保障するという趣旨が実質的に損なわれない限りにおいて、被疑者の弁護人の数と捜査権の行使との間に、その実質に着目して、被告人の弁護人とは異なった調整規定を設けることを許容したものであり、憲法14条1項及び34条もそのような調整を否定するものではないというべきである。そして、上記のような被疑者弁護活動の内容や迅速な捜査の要請、捜査の時間的制約等に照らせば、被疑者弁護人の数の調整としてその数を原則3人で足るとし、特別の事情がある場合にのみその超過を裁判所の許可にかからしめるとすることにも合理性があると認められ、これが被疑者が弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に損なうものであるとか、被告人の弁護人制度と比較して不合理な差別であるとは認められない。もとより、刑訴規則27条1項が刑訴法35条の文理に反するものとはいえない。」

- (65) 三人以上の被疑者の弁護人を認めた場合に、起訴後、起訴前に選任された弁護人の数よりも少ない数の制限をした場合の処置は、規則26条3項以下による。
- (66) 最高裁判所編・刑事裁判所資料14号「刑事訴訟規則説明書」。なお、植村・前掲330頁も、規則27条が同26条と異なる構成をしたのは、①裁判所は原則として選任されている被疑者の弁護人の数を知り得ないこと、②35条は、被疑者の弁護人の数の制限について「特別の事情」の存在を要しないとしていることによる、と同旨の説明をしている。
- (67) 被疑者の弁護人と被告人の弁護人の数の制限に区別を設ける合理的な理由はないとする見解として、宮村啓太・前掲178頁などがある。
- (68) 柏木・註釈刑訴1巻138頁
- (69) 植村・前掲330頁
- (70) 植村・前掲325頁
- (71) 刑集66巻7号664頁
- (72) 前掲高松高決平24.5.2。同旨の問題点を指摘するものとして、内藤惣一郎「被疑者段階において3名以上の弁護人の選任を認めた例」警察学論集65巻8号166頁
- (73) 同旨、内藤・前掲同頁
- (74) 楡井・前掲208頁(注1)、刑集66巻7号664頁
- (75) 被疑者の具体的な主張・弁解は明らかではないが、犯意・共謀を争うというのであるから、これらの関係者と被疑者とは利害が相反するおそれもあり得る。特に、関係者との上下関係を考えれば、慎重な対応が必要であろう。弁護士法25条、弁護士職務基本規程27条、28条参照。
- (76) 楡井・前掲221頁
- (77) 最判平3.5.10民集45巻5号919頁など
- (78) 事案の経過については、楡井・前掲208頁参照
- (79) なお、本起訴事件のみの弁護人にも接見指定ができるとするのが判例(最決昭55.4.28刑集34巻3号178頁、最決平13.2.7裁判集刑事280号115頁)である。
- (80) 一方で、弁護人らは、3年前に国税局の調査を受けた段階から、継続して相談を受け、国税不服審判等も行っていったというのであるから、事実関係の把握のためであれば、頻繁な接見が必要な事案とまではいえなかったとも思える。
- (81) 楡井・前掲223頁は、本決定をこのような考え方に親和的であるとする。
- (82) 類推適用すべきだとする見解として植村・前掲288頁、裁判所に対する手続について準用の余地があるとする見解として条解刑訴(4版)51頁)、勾留理由開示について、207条を根拠に適用を認める見解として平野龍一・捜査と人権(刑事法研究第3巻)185頁など
- (83) 楡井・前掲222頁
- (84) 楡井・前掲218頁
- (85) もっとも、現行立法時、被疑者弁護を軽視していたわけではない。第1次案総4第45条は、国選弁護人を「被告人又は勾留中の被疑者」に認めており(第3次案まで同じ)、被疑者について、国選弁護人選任権を断念したのは、専ら予算上の制約と登録弁護士数が十分でなかったことによる。
- (86) 宮村・前掲178頁

| 1次案 (21.8.)  | 2次案 (21.9.)   | 3次案 (21.10.)   | 4次案 (21.12.)    | 5次案 (222初旬)       | 6次案 (222下旬) | 7次案 (22.8.16)  |
|--|---|--|-----------------|-------------------|-------------|--|
| 総4第39条(39)被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる。  | 〃   | 〃  | 〃               | 42条 〃             | 〃           | 〃  |
| 2 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、直系尊属、直系卑属及び配偶者は、独立して弁護人を選任することができる。   | 2 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹(並びに世帯主)は、独立して弁護人を選任することができる。   | 〃  | 2 〃<br>(世帯主を削除) | 〃                 | 〃           | 〃  |
| 総4第40条(40)弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。  | 〃   | 〃  | 〃               | 43条 〃             | 〃           | 〃  |
| 2 裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護人に選任することができる。   | 〃   | 〃  | 〃               | 〃                 | 〃           | 〃  |
| 総4第41条(41)弁護人の選任は、審級毎にこれをなさなければならない。   | 〃   | 〃  | 〃               | 44条 〃             | 〃           | 〃  |
| 2 公訴の提起前になした弁護人の選任は、公訴の提起と共にその効力を失う。   | 〃   | 〃  | 〃               | 〃                 | 〃           | 2 公訴提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。  |
| 第4第43条(新)裁判所は特に必要があると認めるときは、弁護人の数を各々の被告人又は被疑者について三人までに制限することができる。但し、被疑者の弁護人の制限については、検事の請求あることを要し、且つ相手方の意見を聞かなければならない。                                | 第4第43条(新)裁判所は特別な事情があるときは、弁護人の数を各被告人について、三人までに制限することができる。  | 〃  | 〃               | 46条 〃             | 〃           | 〃  |
|  |   | 2 被疑者の弁護人の数は、各被疑者について、三人を超えることができない。   | 〃               | 〃                 | 〃           | 〃  |
| 第4第44条(新)被告人又は被疑者の一人について同時に数人の弁護人があるときは、弁護人は主任弁護人一人を定め、全弁護人の連署した書面により届け出なければならない。  | 〃 被告人又は被疑者に数人の弁護人があるときは、弁護人は、主任弁護人一人を定め、連署した書面でその旨を届け出なければならない。   | 〃  | 〃               | 47条 〃             | 〃           | (削除)   |
|  | 2 前項の規定により届け出のあった主任弁護人は、その届け出の後に選任された弁護人に対しても、これを主任弁護人とみなす。   | 〃  | 3 〃             | 〃                 | 〃           |  |
| 2 前項の届出があった場合には、弁護人に対する通知又は書類の送達は、主任弁護人に対してこれをなし、前項の届出のない場合は、いずれか一人の弁護人に対してこれをなせば足りる。  | 3 〃   | 〃  | 2 〃             | 〃                 | 〃           |  |
| 総9第29条(111)勾留されている被告人は、法令の範囲内で他人と接見し又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により監獄に留置されている被告人についても、亦同様とする。   | 〃   | 114条(111)勾留されてある被告人は、法令の範囲内で、他人と接見し、又は書類若しくは物の授受をなすことができる。勾引状により監獄に留置されてある被告人についても同様とする。(21.11.18)   | 〃               | 121条 〃<br>(なす→する) | 〃           | 〃 【勾留されてある被告人は、法令(裁判所の規則を含む。以下同じ。)の範囲内で、他人と接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。2 勾引された被告人は、法令の範囲内で、弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人とならうとする者と接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。(2項は逮捕状による逮捕に関し準用)】との修正がある                       |
| 総9第30条(112.45)裁判所は、罪証を隠滅し又は逃亡をはかる虞があるときは、検事の請求により、被告人及び弁護人の意見をきき、決定で、勾留されている被告人と他人との接見及び書類その他の物の授受を禁ずることができる。但し、糧食の授受を禁じ又は弁護人との接見及び信書の授受を禁ずることはできない。 | 〃 裁判所は、罪証を隠滅し又は逃亡をはかる虞があるときは、検事の請求により、被告人又は弁護人の意見をきき、決定で、勾留されている被告人と他人との接見を禁じ、書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押へることができる。但し、弁護人との接見及び信書の授受を禁じ、又は糧食の授受を禁じ、若しくはこれを差し押へることはできない。 | 115条(112.45)裁判所は、罪証を隠滅し、又は逃亡をはかる虞があるときは、勾留されてある被告人と他人との接見を禁じ、又は他人と授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ若しくはこれを差し押へることができる。但し、弁護人との接見若しくは信書の往復を禁じ、又は糧食の授受を禁じ若しくはこれを差し押へることはできない。 | 〃               | 122条 〃            | 〃           | 〃 裁判所は、罪証を隠滅し、又は逃亡を図る虞があるときは、勾留されている被告人と他人との接見を禁じ、又は他人と授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押へることができる。但し、弁護人若しくは弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人とならうとする者との接見若しくは信書の往復を禁じ、親書を検閲し、又は糧食の授受を禁じ、若しくはこれを差し押へることはできない。 |

| 8次案<br>(22.9.25)  | 9次案<br>(22.10.15)  | 国会提出案<br>(23.5.24)   | 国会の修正を経て<br>成立した法  | 刑訴規則   |
|---|--|--|--|--|
| 31条 ◯   | 30条 ◯  | ◯  | ◯  |  |
| ◯   | ◯  | ◯  | ◯  |  |
| 32条 ◯   | 31条 ◯  | ◯  | ◯  |  |
| ◯   | ◯  | 2 簡易裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護人に選任することができる。但し、地方裁判所においては、他に弁護士の中から選任された弁護人がある場合に限る。   | ◯  |  |
| 33条 公訴提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。(7次案2項に同じ)   | 32条 ◯  | ◯  | ◯  |  |
| 2 公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならぬ。(7次案1項に同じ)   | ◯  | ◯  | ◯  |  |
| 34条 ◯   | 33条 裁判所は、特別の事情があるときは、弁護人の数を各被告人について三人までに制限することができる。  | 35条 裁判所は、特別の事情があるときは、弁護人の数を各被告人について三人までに制限することができる。  | 35条 裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる。但し、被告人の弁護人については、特別の事情のあるときに限る。 | 規26条 裁判所は、特別の事情があるときは、弁護人の数を各被告人について三人までに制限することができる。   |
| ◯   | ◯  | ◯  |  | 規27条 被疑者の弁護人の数は、各被疑者について三人を超えることができない。但し、当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所が特別の事情があるものと認めて許可をした場合は、この限りでない。 |
|   |  | 33条 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則の定めるところにより、その一人を主任弁護人とする。但し、地方裁判所においては、弁護士でない者を主任弁護人とするはできない。   | 33条 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。                                     | (規則19条～25条)  |
|   |  | 34条 主任弁護人は、裁判所の規則の定めるところにより、弁護人に対する訴訟行為又は弁護人のする訴訟行為について他の弁護人を代表する。但し、第293条第2項に規定する陳述については、この限りでない。   | 34条 前条の規定による主任弁護人の権限については、裁判所の規則の定めるところによる。  |  |
|   |  |  |  |  |
| 72条 勾留されている被告人は、法令の範囲内で、第38条第1項に規定する者以外の者と接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により監獄に留置されている被告人も、同様である。   | 71条 ◯ (38条→37条)  | 80条 ◯ (37条→39条)  | ◯  |  |
| 73条 裁判所は、罪証を隠滅し、又は逃亡を図る虞があるときは、勾留されている被告人と前条に規定する者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。但し、糧食の授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることはできない。 | 72条 裁判所は、罪証を隠滅し、又は逃亡を図る虞があるときは、勾留されている被告人と第37条第1項に規定する者以外の者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。但し、糧食の授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることはできない。 | 81条 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と第39条第1項に規定する者以外の者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。但し、糧食の授受を禁じ、又はこれを差し押えることはできない。 | ◯  |  |

| 1次案 (21.8.)  | 2次案 (21.9.)   | 3次案 (21.10.)  | 4次案 (21.12.) | 5次案 (222初旬)   | 6次案 (222下旬)   | 7次案 (22.8.16) |
|--|---|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| <p>総4第50条(45) 弁護人と勾留中の被告人との接見及び信書の往復は、これを禁ずることができない。</p> |   |               |              |               |               |               |
|  |   |               |              |               |               |               |
|  |   |               |              |               |               |               |
| <p>捜1第9条(新) 弁護人は、特に捜査を妨げないように注意しなければならない。</p>            | <p>〃 弁護人は、この法律によって認められた権利を行使するにあたっては、特に捜査を妨げないように注意しなければならない。</p> | <p>244条 〃</p> | <p>〃</p>     | <p>255条 〃</p> | <p>254条 〃</p> | <p>〃</p>      |

| 8次案<br>(22.9.25)   | 9次案<br>(22.10.15)  | 国会提出案<br>(23.5.24)   | 国会の修正を経て<br>成立した法 | 刑訴規則 |
|--|--|--|-------------------|------|
| 38条 身体の拘束を受けている被疑者又は被告人は、法令(裁判所の規則を含む。以下同じ。)の範囲内で、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者と接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。 | 37条 身体の拘束を受けている被疑者又は被告人は、法令(裁判所の規則を含む。以下同じ。)の範囲内で、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者(弁護士でない者にあつては、第31条第2項の許可があつた後に限る。)と接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。 | 39条 身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者(弁護士でない者にあつては、第31条第2項の許可があつた後に限る。)と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。                     | 〃                 |      |
|  |  | 2 前項の接見又は授受については、法令(裁判所の規則を含む。以下同じ。)で被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。   | 〃                 |      |
| 2 検察官又は司法警察官吏は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、前項の接見に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。  | 2 検察官、検察事務官又は司法警察官吏は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、前項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。  | 3 検察官、検察事務官又は司法警察職員(司法警察員及び司法巡查をいう。以下同じ。)は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。 | 〃                 |      |
| 171条 〃   | 170条 〃   | 169条 検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護人その他職務上捜査に関係のある者は、被疑者その他の者の名誉を害しないように注意し、且つ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。   | 〃                 |      |